

# 【家計基準】

この基準の適用者は、

「**大学院生**」, 「**特別専攻科生**」, 「**外国人留学生**」です。

「**日本学生支援機構の給付奨学金**」に連動した授業料免除には適用されません。

家計基準の適格者とは: 同一生計の家族の**総所得金額**が収入基準額以下である者をいいます。

◆ただし、免除枠に上限があるため、免除適格者が必ずしも免除になるとは限りません。

次頁に計算方法のモデルケースを記載しています

○総所得金額算出方法

$$\text{総所得金額} = \text{①(給与所得)} + \text{②(その他の所得)} - \text{B(特別控除)}$$

①給与所得とは …… 給与収入金額(源泉徴収票の支払金額) - A(給与所得の必要経費)

※給与、賞与、年金、恩給、専従者給与、遺族年金、失業給付金、扶助料、傷病手当など

※一世帯の中に、複数の給与収入者がいる場合は、それぞれの給与所得額を計算したものを合算する。

※1人が継続して複数の勤務先から給与を受けている場合は、合算した収入額に対して、必要経費を計算する。

②その他の収入とは …… ※自営業所得、農業所得、外交員所得、不動産所得、株の配当所得、養育費、山林所得、内職、給付型奨学金、退職金、保険金(学資保険含む)など

## A 給与所得の必要経費

収入金額	104万円以下	104万円超～200万円	200万円超～653万円	653万円超
控除額	収入金額と同額	収入金額×0.2+83万円	収入金額×0.3+62万円	258万円

## B 特別控除

就学者控除(兄弟)	大学		専修学校				高専		高校		中学校	小学校
			高等課程		専門課程							
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立		
自宅通学	74万円	133万円	39万円	88万円	36万円	102万円	41万円	88万円	39万円	88万円	46万円	31万円
自宅外通学	121万円	180万円	69万円	118万円	81万円	147万円	71万円	117万円	69万円	118万円		

国立学校在学者で前年度授業料免除を受けた場合の控除額は上記金額よりも少なくなります。

本人を対象とする控除	自宅通学 23万円	自宅外通学 70万円
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき38万円(その所得者が38万円未満の場合はその所得額)ただし、本人及び配偶者の所得については、控除できない。	
母子・父子世帯	99万円	
多子世帯	本人を含む就学者及び就学前の子が3人以上いる世帯で、3人目から1人につき、50万円	
障害者のいる世帯	障害者1人につき、99万円	
長期療養者	療養のため、恒常的に特別な支出をしている年間金額	
家計支持者別居	単身赴任等による別居のため、特別に支出している金額。上限71万円	
災害等	自然災害、火災、盗難等の被害を受けた場合に認められる金額。保険・損害賠償等によって補填された場合を考慮し、単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。	

次頁に収入基準額表があります。

○収入基準額(カッコ内の金額は全額免除の基準)

世帯数	学部	大学院修士課程・専攻科	大学院博士課程
1人世帯	167( 88)万円以下	182( 96)万円以下	254(132)万円以下
2人世帯	266(140)万円以下	290(152)万円以下	404(212)万円以下
3人世帯	306(162)万円以下	334(177)万円以下	467(245)万円以下
4人世帯	334(175)万円以下	364(192)万円以下	507(266)万円以下
5人世帯	360(189)万円以下	393(208)万円以下	548(288)万円以下
6人世帯	378(199)万円以下	412(217)万円以下	574(302)万円以下
7人世帯	395(207)万円以下	432(226)万円以下	602(315)万円以下
8人以上は、1人増毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	17( 8)万円	20( 9)万円	28(13)万円

●収入基準額(家計基準の特例条件として、半額免除の対象となります)

1. 長期療養者のいる世帯に属する場合
2. 障害者及び障害者のいる世帯に属する場合
3. 原子爆弾による被爆者及びその子女の場合

世帯数	学部	大学院修士課程・専攻科	大学院博士課程
1人世帯(特例)	183.7万円以下	200.2万円以下	279.4万円以下
2人世帯(特例)	292.6万円以下	319.0万円以下	444.4万円以下
3人世帯(特例)	336.6万円以下	367.4万円以下	513.7万円以下
4人世帯(特例)	367.4万円以下	400.4万円以下	557.7万円以下
5人世帯(特例)	396.0万円以下	432.3万円以下	602.8万円以下
6人世帯(特例)	415.8万円以下	453.2万円以下	631.4万円以下
7人世帯(特例)	434.5万円以下	475.2万円以下	662.2万円以下
8人以上は、1人増毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	18.7万円	22.0万円	30.8万円

【モデルケース】

☆学部生4人世帯 (父:自営業所得258.2万円, 母:パート収入118.6万円, 弟:公立高校2年/自宅通学, 本人:下宿通学)

$$\begin{array}{l}
 \left. \begin{array}{l}
 \text{○母:パート(給与収入118.6万円)-106.8万円} \\
 \text{(必要経費)118.6万円} \times 0.2 + 83\text{万円}
 \end{array} \right\} \text{給与所得} \\
 \text{11.8万円}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{父:自営業所得} \\
 \text{258.2万円} \\
 \text{(その他の所得に} \\
 \text{ついては所得金} \\
 \text{額をそのまま計上)}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{就学者控除} \\
 \text{- 39万円}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{本人控除} \\
 \text{- 70万円}
 \end{array}
 = 161.0\text{万円}$$

↓

4人世帯全額免除収入基準175万円以下のため全額免除の対象

☆学部生3人世帯 (母:パート収入250.8万円, 祖母:年金収入98.5万円, 本人:アルバイト収入48万円/下宿通学, 養育費:年間36万円)

$$\begin{array}{l}
 \left. \begin{array}{l}
 \text{○母:会社員(給与収入250.8万円)-137.3万円} \\
 \text{(必要経費)250.8万円} \times 0.3 + 62\text{万円} \\
 \text{○祖母:無職(年金収入98.5万円)-98.5万円} \\
 \text{(必要経費)104万円以下のため収入金額と同額} \\
 \text{○本人:アルバイト(給与収入48万円)-48万円} \\
 \text{(必要経費)104万円以下のため収入金額と同額}
 \end{array} \right\} \text{給与所得の合計} \\
 \text{113.5万円}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{養育費} \\
 \text{36万円}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{母子世帯控除} \\
 \text{- 99万円}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{本人控除} \\
 \text{- 70万円}
 \end{array}
 = -19.5\text{万円}$$

↓

3人世帯全額免除収入基準162万円以下のため全額免除の対象

☆学部生5人世帯 (父:会社員給与収入657.9万円(別途株配当金あり70万円), 母:無職, 弟:幼稚園, 妹:中学3年, 本人:自宅通学)

$$\begin{array}{l}
 \left. \begin{array}{l}
 \text{○父:会社員(給与収入657.9万円)-258万円} \\
 \text{(必要経費)653万円を超える場合は258万円}
 \end{array} \right\} \text{給与所得の合計} \\
 \text{399.9万円}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{父:株配当} \\
 \text{70万円} \\
 \text{(その他の所得に} \\
 \text{ついては所得金} \\
 \text{額をそのまま計上)}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{就学者} \\
 \text{控除} \\
 \text{- 46万円}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{本人控除} \\
 \text{- 23万円}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{多子世} \\
 \text{帯控除} \\
 \text{- 50万円}
 \end{array}
 = 350.9\text{万円}$$

↓

5人世帯半額免除収入基準360万円以下のため半額免除の対象